四　在福岡中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十五年五月十二日から平成二十六年五月十一日まで	福岡市中央区地行浜一丁目 地行二丁目 地行三丁目 地行四丁目（七番から十八番まで） 福岡市早良区百道浜一丁目（一番） 西新二丁目（一番から三番まで及び十二番から二十四番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、府道大阪伊丹線を除く。

阿波座二丁目（二番から四番まで）
立売堀二丁目（二番、三番及び五番）
立売堀三丁目（一番から三番まで及び六番から八番まで）
立売堀四丁目（一番から四番まで及び六番から十一番まで）
立売堀五丁目（一番から六番まで）
立売堀六丁目（一番から三番まで、五番及び七番から九番まで）

樋井川の新今川橋からよかトピア橋で囲まれた河川区域（河川法第六条に規定する河川区域）及び同河川区域に架かる橋梁の部分。ただし、新今川橋梁部分を除く。側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、地行二丁目及び西新二丁目に接する一級市道千代今宿線道路部分及び道路の区間に接する交差点部分を除く。

五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十五年五月十二日から平成二十六年五月十一日まで	長崎市本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○農林水産省告示第千三百七十一号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百四十号（漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

表岩手県の項中「大槌町漁業協同組合」を「新おおつち漁業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県杵島郡白石町大字湯崎字川津一九二四、大字堤字嘉瀬川三五三四の一二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県杵島郡大町町大字福母字前髪山三〇七六の一、三〇七六の二、三〇七六の四から三〇七六の六まで、三〇七九の三、三〇七九の四三、大字大町字弁天篭三二五七の五、三三三二の一、三三三二の二、三三八六、三三八九、三三九二、三三九三、字杉谷篭四六五二の二、四六五二の六

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県杵島郡大町町大字大町字大畑篭二一一一、字不動寺篭二五九〇の二、二九一七、二九一九、二九六五、二九六八の一、字高尾篭四〇四三の一、四〇四三の二、四一四四、四一四九、四一五一、四一五三、四一五五、四一五七から四一五九まで、字柴原篭四二九、四二二〇、四二二三、四二二四、四二二五の一、四二二七、四二二八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字不動寺篭二九一七、二九一九、二九六五、二九六八の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び大町町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市河内町字本村二〇四五の一、二〇四五の二、字芳谷二七二二の一から二七二二の八まで、字大谷二七二三の一、二七二三の二、字中原城二二七九の一、二二八〇の二、二二八〇の四、字倉谷二二六四、字越道二七四六の一、山浦町字一ノ坪一六八二、牛原町字浦田一二一四の三、一二一四の三七、一二三六の三、一二三六の六、一二三六の一四、字東河内一四四九の二三から一四四九の二五まで、字若林一五〇三の二、一五〇四、一五〇五、一五二五、一五二八、一五六一の五から一五六一の八まで、一五六一の一〇、一五六一の一一、一五六一の一五、一五六一の一六、一五六一の四三、一五七二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養